

上海のユダヤ人に関するドイツ総領事館の報告： 1940年1月

阿部, 吉雄
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/5546>

出版情報：言語文化論究. 19, pp.113-124, 2004-01-31. Faculty of Languages and Cultures, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

上海のユダヤ人に関するドイツ総領事館の報告 (1940年1月)

阿部吉雄

1938/39年にドイツおよびドイツに併合されたオーストリアから上海に移住したユダヤ人に関する統計的資料としては、支援委員会が難民相互の社会的・経済的連携を強めるために作成した『移住者住所録』(1939年11月)^{註1}や、当時上海周辺地域を軍事的に支配し、上海租界においても蘇州河以北を管理していた日本の興亜院華中連絡部が作成した『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐洲避難猶太人)』(1940年1月)^{註2}の他に、上海のドイツ総領事館が1940年1月11日付けでベルリンの外務省に送った報告がある。その写しは上海のドイツ大使館にも送られ^{註3}、それが現在ベルリンの連邦公文書館に保存されている。

1939年9月北京の大使館参事官(大使に次ぐNo.2の地位)から上海総領事として着任したMartin Fischerによって作成された報告は14頁からなり、その内容は上海在住のイラク系およびロシア系ユダヤ人社会の歴史、ヨーロッパからのユダヤ人難民流入の経緯、ユダヤ人難民の現況、支援委員会の組織と活動、上海のシオニスト組織、ユダヤ人難民の文化活動および新聞、ユダヤ人難民と中国人、日本人、その他の外国人との関係など多岐に渡る。Fischer総領事はこの報告において「難民(Flüchtling)」という語を慎重に避け、ユダヤ人を一貫して「移住者(Emigrant)」と呼んでいる。さらにドイツ出身のユダヤ人とオーストリア出身のユダヤ人の間に諍いが絶えないこと、イラク出身のユダヤ人とロシア出身のユダヤ人は習慣の違いから一枚岩ではないこと、上海在住のユダヤ人と移住したユダヤ人の関係も必ずしも良好でないことなど、ベルリンのナチス高官が読めばほくそ笑むような事実を繰り返して指摘している。しかしその記述は客観的であり、ユダヤ人の主張だとして距離を置きながらも、ユダヤ人難民が「罪のない被迫害者」(11頁)、「卑劣に迫害された者」(12頁)として上海租界の外国人、特にイギリス人やアメリカ人から同情を得ているとも報告している。

当時のドイツあるいは上海のドイツ総領事館の立場を理解する上で興味深いのは、「ついでに申し添えておきます」と控えめながら、イラク系ユダヤ人で英国籍の富豪Sir Victor Sassoonがイギリス空軍協会(Royal Air Force Association)の会長であり、もし日本がソ連と戦争することになればイギリスとアメリカが日本を支援するよう口添えすると指摘している点である。ヒトラーとスターリンによる1939年9月のポーランド分割でソ連と直接国境を接するようになったドイツにとって、同様に満州でソ連と国境を接する日本は、1939年8月のノモンハン事件でソ連と軍事的に衝突したということもあって、1936年11月の日独防共協定締結時よりも同盟国としての重要性を増していた。その日本は中国での占領地域や満州の開発のためにユダヤ人技術者や資本を導入し、それにより日

中戦争で悪化した対米関係の修復も計ろうと、上海やハルビンのユダヤ人保護の姿勢を示し、Sir Victor Sassoon にもしきりに接近を試みていた。^{註4}さらに、将来起こりうる日ソ戦争においてイギリス、アメリカが取る態度にこのユダヤ人有力者が多少なりとも影響力を持つという認識は、上海のユダヤ人難民問題に関するドイツ総領事館の行動を慎重なものにしたことは間違いない。政治的野心やナチス党への接近はなかったと伝えられる Fischer 総領事だが、彼は単に専門外交官としてこのような将来の国際関係における理論的可能性を指摘したのであろうか。あるいは専門外交官ゆえに、1938年3月のオーストリア併合や1938年11月の水晶の夜事件以降、大量のユダヤ人を逮捕し強制収容所に収監するという荒技をてこにユダヤ人の国外移住を推進するドイツ本国の状況は政策的理性を逸脱していると感じ、それに何らかの働きかけをしようとしたのであろうか。

総領事館から外務省への報告にはユダヤ人難民が生まれた国および男女別の職業の統計リストも添えられている。これらの統計の基礎になったのはユダヤ人難民による総領事館への申告である。1938年の申告法により、外国に滞在するドイツ人は到着後3カ月以内に所轄の領事館に届け出ることが義務付けられ、これを怠った者は国籍を剥奪された。届け出に基づき、領事館では移住者カード目録が作成され、同時にベルリンまたはウィーンのゲシュタポ（秘密国家警察）へ報告書が送られる。このようにしてゲシュタポはすべての移住者についてその滞在地から報告を受け、情報を集中的に管理することができた。上海では上の申告法の成立以前からドイツ人が到着すると直接領事館に赴き、届け出用紙に記入しパスポートを提示していた。しかし1938年秋からユダヤ人難民が続々と到着するようになると、「領事館がユダヤ人で絶えず溢れかえる事態を避けるため」（1939年2月24日付けのドイツ外務省への報告）難民支援委員会に業務を代行させた。到着した難民に支援委員会が届け出用紙を配布し、記入済みのものを再び集めてパスポートと一緒に総領事館に提出した。そして総領事館からゲシュタポへの報告も以前は到着者ごとに毎回書簡の形式で行われていたのに対し、届け出用紙に記入された内容を領事館員が所定の報告用紙にタイプライターで書き写しさえすればいいように改められ、一定量を処理するごとにまとめて送られた。

このゲシュタポへの報告書の複写がベルリンの外務省へも送られた。クリスチアーネ・ホスは現在外務省政治公文書館に保存されている1938年10月1日～1939年6月27日付け（難民が上海に到着した日）の5546人分の報告書について詳しい分析を行っており^{註5}、本稿ではその調査結果も参照する。

外務省に保存されている報告書で最も遅い到着日である1939年6月27日の時点における上海のユダヤ人難民は1万人前後だったと推定されるが、実際に残っている報告書は5546人分に過ぎない。この違いについてホスの説明は、1) ドイツへの報告は当該のユダヤ人に現在のパスポートの期限が切れた時、どの程度の有効期間のパスポートを発行すべきか（ユダヤ人の場合最長で1年間）、または発行すべきでないかの判断を仰ぐためであり、親のパスポートに併記される15歳未満の若年者については報告書が送られなかった。2) 報告書の日付を調べると欠落していると思われる時期がある、また難民支援委員会を介して届け出を行ったと本人が主張している人物たちの報告書がないなどの理由から、ベルリンやウィーンへの輸送の途中あるいはそれ以後に何らかの原因で失われた、というものである。^{註6}1939年7月以降に到着した者に関する報告書がなぜ存在しないかについて

ホスは言及していないが、恐らく1939年9月のドイツによるポーランド侵攻で始まった第2次世界大戦で上海とヨーロッパの間のドイツ船舶の航行が難しくなったことが原因であろう。ホスの1)の説明にある15歳未満の若年者は他の資料から難民全体の1割程度を占めることが分かっている。^{註2)}についても前段はその通りであろう。しかしホスの説明通りだとすれば、1万人のユダヤ人難民のうち15歳以上の9000人分の報告書がドイツに送られ、その3分の1以上が紛失したことになる。これはとても想像できない事態で、几帳面なドイツ人がこれだけの量の書類を管理上のミスで紛失することはあり得ない。また輸送の途中で失われたのであれば、通しナンバーなどからそのことに気づき、外務省から総領事館へ問い合わせたに違いない。

ホスが見落としていることが一つある。失われたとされる3000余人分の報告書は最初から存在しなかったという可能性である。ホスは支援委員会が総領事館と協力し、難民に対し規則に従って届け出ることを求めていた上海では、国籍を剥奪される危険を冒してまで届け出を行わないことはほとんどあり得なかったとしているが^{註8)}、Fischer総領事は1940年1月の報告で上海に到着したユダヤ人難民の総数を1万8000人と推測し、そのうち約1万人しか総領事館に届け出ていないと述べているのである。(3頁)^{註9)}それとは別に、1939年7月末時点で1万5000人に達したユダヤ人難民の大部分が蘇州河以北の日本管理地区に居住したため、日本海軍陸戦隊司令部が1939年8月11日の布告で地区内のユダヤ人に居住許可申請を義務づけたが、8月末までに申請を行ったのは8880人(子供を含む)に過ぎなかった。その後も登録作業はなかなか捗らず、窓口となる支援委員会が11月15日付けのユダヤ人難民新聞各紙を通して申請を呼びかけねばならなかった。^{註10)}すなわち1939年当時、ユダヤ人難民の3分の1はこの種の届け出義務に従わなかったのである。その原因には自分たちを迫害し、半ば強制的に国外へ移住させたドイツとその同盟国日本、そしてこれら枢軸国に協力する難民支援委員会への反感や不信感があったと考えられる。^{註11)}日本の行政当局に登録すると上海での行動の自由が束縛される恐れがあった。またドイツ総領事館に届け出を行っても援助が得られるわけではなく、最悪の場合はパスポートを取り上げられてしまい、アメリカなどへの再移住が難しくなる。さらにホス自身指摘しているように、夫が先に上海に到着し総領事館への届け出を行った際、届け出用紙のドイツに残った家族やその所在地の欄に記入しなかったり、後から上海に到着した妻(や子供や両親)が夫(や父親や息子)は既に上海にいと申告しているのに、先に到着した夫の報告書が存在しない例があった。いずれもドイツに残った家族に害がおよぶのを避けようとしたものと理解できる。^{註12)}夫が家族を伴わず先に移住したのは、水晶の夜事件に代表されるユダヤ人男性の集団逮捕と強制収容所への収監において、強制収容所から解放される唯一の方法が国外移住だったからである。そのような人々が他のユダヤ人難民以上にドイツの官憲を忌避していたことは容易に想像できる。そして後から家族が到着した時には、届け出期限の3カ月が過ぎてしまっていた。

報告書が書かれなかった時期が存在するのは、ホス自身が指摘しているように総領事館がこの作業を必ずしも毎日ではなく、まとめて行っていたことが主な原因であろう。以上の理由から、本稿の筆者は保存されているものが実際に書かれた報告書のすべてと考える。もし失われたものがあるとしてもそれはわずかな量であり、しかも輸送途中や外務省においてではなく、上海の総領事館において届け出用紙から報告書に書き写す処理から漏

れてしまったことによるのではないか。

Fischer 総領事は外務省への報告にユダヤ人難民が生まれた国別の統計リストを添えている。

(1938年のオーストリア併合		リトアニア	1
以前の) ドイツ	4,937	イタリア	3
オーストリア	2,180	セルビア	2
東プロイセン	690	スイス	4
ポーランド	969	エストニア	1
チェコスロヴァキア	88	ラトヴィア	5
ハンガリー	172	日本	1
ユーゴスラヴィア	29	イギリス	3
ズデーテン地方	22	エジプト	3
ブルガリア	10	中国	3
ベーメン (ボヘミア) および		トルコ	2
メーレン (モラヴィア)	159	フランス	2
ルーマニア	153	アメリカ	5
ロシア	32	オランダ	1
ベルギー	3		

総計は 9480 人になる。後掲の職業別統計リストの女性の部分に「無職」がないことから、これらの統計には 15 歳未満の若年者 (1924 年以降に誕生) は含まれていないと考えられる。職業別統計リストの総計 1 万 40 人に比べ生国リストの総計の方が 560 人少ないのは 2 つの理由が考えられる。1) 記入時の単なる怠慢からか、または意図的に記入しなかったため。ホスが調べた 5546 人の報告書では 17 人が生まれた土地の名 (国名ではない) を挙げていない。少なくともこの 17 人は Fischer 総領事のリストで「不明」として記載されているべきだが、そのような項目はない。リストから除外されたか、上海へ移住する前の住所が属する国に算入されたのであろう。2) 後述するように、ユダヤ人難民の中には複数の職業を記入した人々があり、それをすべて職業別統計リストに入れたため、総数が届け出を行った実際の人数より多くなってしまった。1) については断定できないが、2 つのリストの総数の差が 560 人と大きいので、2) の可能性は高い。

ドイツ、オーストリア、ドイツの飛び地の東プロイセンで全体の 8 割以上を占めている。残りの 2 割弱が他の国または地域であるが、ドイツ総領事館に届け出を行っているからにはドイツ国籍ということになる。これは第 1 次世界大戦後、ドイツ帝国やオーストリア・ハンガリー帝国の領土が縮小したり、かつての帝国内の地域が独立したためである。1918 年以前に両帝国内に生まれた多くのユダヤ人が戦後ドイツまたはオーストリア国籍を選択し、もはやドイツ領やオーストリア領でなくなった故郷を離れ西方へ移住した。ホスが調べた 5546 人の報告書によれば難民の 75.0% が 1938/39 年の上海到着時に 30~59

歳、19.4%が15～29歳、5.6%が60歳以上であり、大部分（恐らく9割以上）が1918年以前の生まれである。また128人の報告書には両親または片親がチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ポーランド、ルーマニア、ハンガリーに在住していると記載されており、第1次世界大戦後に親は故郷に残り、新しく生まれた国の国籍を取得する一方で、ドイツやオーストリア国籍を保持することを選んだ子供は故郷を去ることがあったのであろう。

Fischer 総領事の報告やホスの調査から直接知ることはできないが、上海のユダヤ人難民のうち東欧で生まれた者の多くが移住前にはベルリン、ウィーンおよびブレスラウのようなドイツ東部にいたと推測される。そしてこれらの都市からの移住者が多いことがホスや筆者の調査によって判明している。^{註13} さらにホスによれば、ドイツ帝国やオーストリア・ハンガリー帝国生まれのユダヤ人難民のうちベルリンとウィーンで生まれた者以外では、第1次世界大戦後に独立することになる東欧諸国で生まれた者が大部分を占めるという。^{註14} その理由として考えられるのは、彼らの半数以上が既に20年前の移住の際に就労年齢に達しており、その時の経験によって異なる環境に適合する気概と能力があったこと、そして第1次世界大戦後に移住した土地にまだ完全には根付いていなかったことなどである。

一方、上海への移住者の8割を30歳以上の人々が占めていた。彼らは既に職業訓練を終え、結婚し家庭を持っている世代であり、未婚の若い世代のように移住希望先の国が要求するような教育や職業訓練を受けたり、身軽に移住することは不可能だった。ドイツでは1933年のナチス政権成立以来、移住先の国が求めるような職業能力を持つ人々や若い世代が国外に移住し、1939年末には国内に留まっているユダヤ人の半数以上が中年層だった。そのような人々だからこそ上海移住を決断できたと言える。なぜならばユダヤ人たちにとって上海は最も希望しない移住先であり、アメリカ、イギリス、オランダ、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、パラグアイ、ボリビア、ドミニカ共和国、パナマなど考えられ得る限りの移住先への望みが断たれた末の最後の選択肢だったからである。^{註15}

Fischer 総領事の報告には男女それぞれの職業別統計リストも含まれる。

(男性)

商業部門被雇用者	2,301	精密機械工	5
商業部門自営業者	238	化学者	28
外交販売員	379	調剤助手	1
製鉄業専門家	8	医師	181
繊維業専門家	113	歯科医	126
技師	15	獣医	8
建築家	17	薬剤師	54
電気技術者	74	薬店主	14
技術者	32	眼鏡制作者	3
機械工	33	看護人	45

学者	6	印刷工	23
説教者	4	運送代理店	13
学生	75	食料品商	44
通訳	3	毛皮製造業者	44
ジャーナリスト	32	靴屋	57
弁護士	76	仕立屋	162
公務員	63	肉屋	119
興信所員	1	料理店経営者	17
版画家	1	ウェイター	39
工芸家	2	運転手	41
映写技師	13	壁紙張り職人および室内装飾業者	94
カメラマン	43	蒸留酒製造業者	46
教師	29	無職	535
音楽家	191	パン屋およびケーキ屋	61
俳優	45	手工業者	125
仲介業者	5	労働者	102
ホテル経営者	12	販売員	29
屋内消毒員	5	理髪師	30
競馬騎手	1	庭師	12
宝石商	34	コック	19
帽子製造業者	11	自動車整備工	40
既製服製造業者	49	農業経営者	125
時計職人	30		
(女性)			
妻	2,648	カメラ (ウー) マン	8
商業部門被雇用者	401	化学者	2
服飾品裁断師	124	調剤助手	2
販売員	76	音楽教師	36
家事使用人	107	女優	11
看護婦	47	幼稚園教師? (Fröblerin)	41
女性美容師	44	工芸家	40
歯科医	9	健康体操教師	9
薬店主	14	仕立屋 (洋裁師)	198
医師	12	労働者	17
教師	11		

男性の総計は 6183 人, 女性の総計は 3857 人, 全体で 1 万 40 人である。ホスが調査した報告書の 6.0%には 2 つ以上の職業を記入したものがあったという。^{注 16}ユダヤ人『移住者住所録』では複数の職業が記載されている者は 7.6%になる。^{注 17}Fischer 総領事のリ

ストがそのような場合、最初に記入された職業だけをリストに挙げたのか、それとも記入されたすべての職業を挙げたのかは不明だが、先述したように生国リストの総計との差が560人（7.6%）あることなどから、恐らく後者であろう。^{注18}

女性のリストに「妻」（2648人）とあるのは、夫婦で上海に到着したユダヤ人用の届け出用紙に夫の職業欄はあったが、妻の職業欄がなかったためである。つまり2648組の夫婦が一緒に移住し、ドイツ総領事館への届け出を行ったことになる。残りの1209人（複数の職業申告をすべてカウントしていた場合はこれより少なくなる）の女性が、夫とは別に（大抵の場合後から）到着したか、未婚者（両親や兄弟と一緒に多いが、婚約者の後を追って来た者もいる）、離婚者、寡婦（息子や娘と一緒に多い）だったため職業欄のある届け出用紙に記入した。

同様に3535人（複数の職業申告をすべてカウントしていた場合はこれより少なくなる）の男性が妻を伴わずに到着した。その中には（夫婦で移住し、複数の職業を申告した男性がカウントされている可能性を除けば）未婚者、離婚者、寡夫も含まれているが、多くは妻を残して（または妻が別の国に移住し）単独で移住した夫と考えられる。ホスによれば1939年6月までに上海に移住した既婚男性の約半数の場合、妻がまだ到着していない。1940年1月の外務省への報告に添付されたFischer総領事の職業別統計リストを見る限りでは、その割合は若干減少しているようである。なぜなら単独で到着した3535人の（15歳以上の）男性のすべてが妻帯者ではない一方で、単独で到着した1209人の（15歳以上の）女性の一定数は夫が先に上海に移住していたからである。水晶の夜事件などで強制収容所に入れられたユダヤ人男性が釈放されるために上海に移住した例が1939年初めに集中する一方、1939年8月に上海の租界当局がユダヤ人の移住を厳しく制限するようになってからも、既に親族が上海にいるユダヤ人は移住を許可された。

ホスが調査した報告書の10.2%には「無職」と記入され、ユダヤ人『移住者住所録』では職業が記載されていない者と「寡婦」（2人）を合わせて6.3%になる。^{注19}Fischer総領事のリストでは男性の場合のみ「無職」（535人）が挙げられており、男性全体の8.7%を占める。^{注20}これは単に当時のドイツの景気状況の問題だけではなく、1937年以降ユダヤ人を経済活動から閉め出す政策が取られたためである。女性のリストに「無職」がないのは、元々男性に比べ賃金が安く解雇されにくく、解雇されてもまたすぐに「家事使用人」（107人）のようなさらに低賃金の仕事に就いたからであろうか。

職業を挙げられた7392人（男性6183人／女性1209人）のうち商業部門被雇用者の2702人（男性2301人／女性401人）が最多で36.6%を占める。これに商業部門自営業者238人（男性のみ）、外交販売員379人（男性のみ）、販売員105人（男性29人／女性76人）を加えると3424人で46.3%にもなる。1939年4月15日までに支援委員会に職業登録を行ったユダヤ人難民の約半数がやはり商業関係者である。それはユダヤ人『移住者住所録』でも変わりはない。^{注21}自営業者の238人以外の人々は特にこれと言った財産もなかったであろうから、上海以外に移住のチャンスはほとんどなかったと考えられる。Fischer総領事によると、仕入れた日本製品にわずかな利益を上乗せして販売するユダヤ人商人により日本人商人は顧客を奪われるという事態が生じたが、大量のユダヤ人が移住したことで市場規模が拡大したため、両者の関係は現在良好であるという。（11頁）

商業関係者に次いで多いのがユダヤ人のやはり伝統的な職業である繊維業に従事する

人々であり、仕立屋／洋裁師 360 人（男性 162 人／女性 198 人）、服飾品裁断師 124 人（女性のみ）、繊維業専門家 113 人（男性のみ）、既製服製造業者 49 人（男性のみ）を合わせて 646 人（8.7%）になる。これに毛皮製造業者 44 人（男性のみ）、帽子製造業者 11 人（男性のみ）を加えると 701 人（9.5%）になる。難民支援委員会による職業登録では 7.2%、『移住者住所録』では 7.4%を占める。

商業関係者、繊維業関係者の次に医療関係者が来る。獣医 8 人（男性のみ）や眼鏡制作者 3 人（男性のみ）を別にしても、医師 193 人（男性 181 人／女性 12 人）、歯科医 135 人（男性 126 人／女性 9 人）、看護師 92 人（男性 45 人／女性 47 人）、薬剤師 54 人（男性のみ）、調剤助手 2 人（女性のみ）、薬店主 28 人（男性 14 人／女性 14 人）を合わせて 504 人（6.8%）になる。本稿の筆者は別の論考で医師や歯科医の多くが 1939 年 4 月までの支援委員会における職業登録より後に上海に到着したと推測したが^{註 22}、上の数字はそれを裏付けている。すなわち支援委員会に職業登録をしたユダヤ人難民の数（3116 人）を 1 とすると、1939 年 11 月の『移住者住所録』に職業が掲載された数（5422 人）は 1.7、1940 年 1 月の Fischer 総領事の職業別統計リストに職業を挙げられた数（7392 人）は 2.4 になる。これらの資料における医師の数は、支援委員会における職業登録（57 人）を 1 とすると他の 2 つは 3.3（186 人^{註 23}）、3.4（193 人）になる。同様に歯科医の場合は 1（13 人）、8.2（106 人）、10.4（135 人）である。医師と歯科医は到着した人数も、難民全体に占める割合も、4 月以降急増していることが分かる。これらの人々はアメリカなどへの移住の可能性をぎりぎりの時点まで探っていたものの、それが果たせず、やむなく上海へ移住したと考えられる。ちなみに『移住者住所録』が発行された 1939 年 11 月と Fischer 総領事のリストが作成された 1940 年 1 月の間、ユダヤ人難民はほとんど増えておらず、Fischer は報告で「昨年末はわずか 60 人の移住者しか到着しなかった。」（3 頁）と述べている。

『移住者住所録』で医師の出身地（上海へ移住する直前に居住していた場所）を見ると、186 人中ウィーンが 73 人で最も多く、出身地不記載 40 人、ベルリン 37 人、ブダペスト 4 人と続く。ドイツ出身者が 3 分の 1 以下の 57 人と少ないのは、ドイツではすでに 1935 年 12 月にユダヤ人医師の職業が禁止されており、上海よりましな移住先を見つけていたためであろう。ウィーンのユダヤ人医師たちは 1938 年 3 月のオーストリア併合まで移住を考える必要がなかった。

Fischer 総領事は報告の中で「医師は既に多くの競争相手がいるため、生活基盤を築くことができず、持参した所持品を売って凌いでいる。（中略）何人かの医師はわずかな診察料しか取らないため、非常に多忙である。外国、特にアメリカのキリスト教伝道団に伝道医師として雇用され、中国内陸部の病院へ赴く者もいる。」（5 頁）、「医師、歯科医、弁護士などの職業の場合、出費を節約するためオフィスを共同で借りる例が見られる。」（8 頁）と記している。

弁護士について Fischer 総領事はまた「約半ダースのユダヤ人弁護士が一部は中国人弁護士と共同で開業した。」（5 頁）とも述べている。日本領事館が 1939 年 11 月 1 日現在で調査した「中歐避難猶太人就業統計表」には「法律事務所」として 8 人記載されている。^{註 24}本稿の筆者は弁護士についても医師や歯科医と同様、1939 年 4 月以降に移住した者が多いと推測した。上と同じ計算を行うと、1（21 人）、3.3（70 人）、3.6（76 人）になり同

じ傾向を示している。万国共通の技術である医師や歯科医はまだしも、弁護士の場合言語や法習慣が異なれば簡単に適応できない面があったであろう。第1次世界大戦の敗戦国ドイツは中国における治外法権を失い、ドイツ人の裁判も領事館ではなく中国の法廷で行われねばならなかった。ドイツにおいてユダヤ人弁護士の職業が禁止されたのはオーストリア併合後の1939年9月である。しかし『移住者住所録』に掲載された70人の弁護士の出身地は、ウィーン35人、ベルリン13人、出身地不記載7人と続き、ベルリンを含むドイツ全体でも23人に過ぎず、医師の場合と似たような構成である。ユダヤ人を経済活動から閉め出す政策によって、ドイツにおけるユダヤ人弁護士の働く場もなくなっていったためと理解すべきか。

音楽関係者が多いのも上海のユダヤ人難民の特徴である。音楽家191人（男性のみ）、音楽教師36人（女性のみ）を合わせて227人（3.1%）になる。これに映写技師13人（男性のみ）、カメラ（ウー）マン51人（男性43人／女性8人）、俳優／女優56人（男性45人／女性11人）なども加えて考えることができようか。彼らはハイムと呼ばれる最も貧しい難民用の施設やユダヤ人学校で度々公演を行い、ユダヤ教やシオニズムと並んで難民社会を精神的・文化的にまとめる上で大きな役割を果たした。1939年春にはユダヤ人芸術家クラブ（Jewish Artist Club）が設立され、1940年1月にはヨーロッパユダヤ人芸術家協会（European Jewish Artist Society）と改称された。Fischer総領事は1939年11月に上演されたソフォクレスの「エディプス王」について言及しているが（9頁）、レッシングの「賢者ナータン」からプレヒトの「三文オペラ」までドイツ文学を中心に40以上の作品が上演された。

ジャーナリスト32人^{注25}（男性のみ）も活発に活動し、印刷工23人（男性のみ）とともに1939～1940年にユダヤ人難民を読者層とするドイツ語による朝刊および夕刊、週刊、月刊新聞約30紙を発行した。その他に英語やイディッシュ語の新聞、また学術的な定期刊行物や宗教的出版物なども発行された。

注

1. 拙稿「資料調査：上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年）」、『言語文化論究』（17）2003年、九州大学大学院言語文化研究院、141～157頁。
2. 拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年11月）と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』（1940年1月）」、『言語文化論究』（18）2003年、九州大学大学院言語文化研究院、111～127頁。
3. 1860年の北京条約により1861年以降プロイセン総領事館が上海にあったが、1871年のドイツ帝国成立に伴い、ドイツ総領事館に変わる。第1次世界大戦による中断（1917～1921年）の後、再び総領事館が開設された。1936年ドイツ大使館の上海支所が開設される。総領事館は上海周辺地域を管轄し、大使館は貿易アタッシェ・報道アタッシェ（宣伝・諜報活動を統括する）を備え、地域を超えて活動した。
4. ユダヤ人難民の流入が激化する1938年12月には近衛内閣の五相会議でユダヤ人を他の外国人と差別しないという「猶太人対策要綱」が決定された。1939年12月にはハルビンで日本の指導の下、第3回極東ユダヤ人会議が開催された。（第1回は1937年、第

- 2回は 1938 年。) 拙稿「戦前の日本における対ユダヤ人政策の転回点」、『言語文化論究』(16) 2002 年, 九州大学大学院言語文化研究院, 1~13 頁。
5. 5546 人には 179 人の非ユダヤ人女性配偶者(「アーリア人」または「ドイツ人血統」と記載)と 7 人の非ユダヤ人男性配偶者(「ドイツ人血統」と記載)が含まれる。しかし夫と一緒に到着した妻についてはユダヤ人か非ユダヤ人か記入する欄がなかったため、実際にはもっと多くの非ユダヤ人女性配偶者が含まれていたとホスは推測している。また 1938 年以前に上海に到着したものの、1938 年 10 月以降新たにパスポートを申告した 21 人も含まれている。Christiane Hoss: „Abenteurer. Wer waren die Shanghai-Flüchtlinge aus Mitteleuropa?“. In „Exil Shanghai 1938-1947“. Hrsg. v. Georg Armbrüster / Michael Kohlstruck/Sonja Mühlberger. Teetz (Verlag HENTRICH & HENTRICH) 2000. S.103-132. (参照箇所は 105 頁および 108~109 頁。)
 6. Hoss, 105 頁。最も遅い報告書作成日は 1939 年 8 月 12 日であり、これが最も遅く(6 月 27 日に)到着したユダヤ人難民の届け出に関する報告書か否かは Hoss の論述からは不明。
 7. 拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』(1939 年 11 月)と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐洲避難猶太人)』(1940 年 1 月)」, 112 頁。
 8. Hoss, 104~105 頁。
 9. 1 万 8000 人にはドイツ国籍以外のユダヤ人も含まれると考えられる。
 10. 興亜院華中連絡部『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐洲避難猶太人)』興亜華中資料第 102 號, 中調聯政資料第 2 號, 昭和 15 年, 37~41 頁。
 11. 難民支援委員会が作成した『移住者住所録』には世帯主を中心に 5351 件が掲載されているが、これも難民の男女比が 3 対 2 (女性はごくわずかの例外を除いて、妻や娘として世帯主である夫や父親と一緒にだった)であること、15 歳未満の若年者が全体の 1 割程度を占めていたことを考慮すると、難民世帯の 6 割程度に過ぎない。この『移住者住所録』は Fischer 総領事による報告とともにドイツ外務省に送られたが、上海のドイツ大使館も入手していた。
 12. 『移住者住所録』でも 5351 件のうち 551 件について出身地が記載されていない。そのすべてがドイツに残る家族の居場所を隠すためというわけではないが、そのような意図のものも含まれていよう。
 13. Hoss, 114 頁。拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』(1939 年 11 月)と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況(主トシテ歐洲避難猶太人)』(1940 年 1 月)」, 114 頁。
 14. Hoss, 112 頁。
 15. Steve Hochstadt: „Vertreibung aus Deutschland und Überleben in Shanghai: jüdische NS-Vertriebene in China“. IMIS-Beiträge. Heft 12/1999. S. 51-67. (参照箇所は 53 頁。)
 16. Hoss, 121 頁および 126 頁。
 17. 拙稿「資料調査: 上海のユダヤ人『移住者住所録』(1939 年)」, 155 頁。
 18. 後述の「妻」と記載された女性については職業を記入する欄がなかったため、職業別統計リストの残りの 7392 人から複数の職業の申告による重複分と考えられる 560 人を引いた 6832 人が職業を申告したユダヤ人難民の実際の数になる。

19. 『移住者住所録』には求職という面もあるため、移住直前に無職であっても、それ以前の職業を挙げている場合があると考えられる。そのため実際の無職の割合は6.3%よりも高くなる。
20. 男性の総計6183人には恐らく職業の複数申告が含まれていようから、実際の無職の割合は8.7%よりも高くなる。
21. 拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年11月）と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』」, 119頁。拙稿「資料調査：上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年）」, 147～155頁。
22. 拙稿「上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年11月）と興亜院華中連絡部の『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』」, 119頁。
23. 186人という数字は、例えば「外科医／腎臓・膀胱専門医」というように1人の医師が複数の分野を挙げている場合の重複を除いた数字である。
24. 『上海ニ於ケル猶太人ノ状況（主トシテ歐洲避難猶太人）』, 121頁。
25. 『移住者住所録』ではジャーナリスト、特派員、編集者等の合計が50人を超える。拙稿「資料調査：上海のユダヤ人『移住者住所録』（1939年）」, 150頁。

Der Bericht des Deutschen Generalkonsulats über die jüdische Bevölkerung in Shanghai im Januar 1940

Yoshio ABE

Laut Bericht des Generalkonsuls Martin Fischer flüchteten bis Januar 1940 ungefähr 18.000 Juden aus Europa nach Shanghai. Obwohl den Juden die Ausbürgerung drohte, ließen sich nur etwa 10.000 von ihnen beim Generalkonsulat registrieren. In dieser Zahl sind diejenigen, die das 15. Lebensjahr noch nicht vollendet hatten und daher keinen eigenen Pass besaßen, nicht inbegriffen. Hier zeigt sich das Misstrauen, das die jüdischen Flüchtlinge gegen das nationalsozialistische Deutschland und diejenigen Hilfsorganisationen hegten, die mit dem Generalkonsulat zusammenarbeiteten und die Anmeldeformalitäten übernahmen.

Mehr als 80 Prozent der beim deutschen Generalkonsulat registrierten Flüchtlinge waren im Altreich (Deutschland und Ostpreußen) oder in Österreich geboren. Die übrigen stammten vor allem aus den Ländern und Regionen Osteuropas, die vor dem ersten Weltkrieg zu Deutschland oder Österreich-Ungarn gehört hatten. Sie waren nach dem ersten Weltkrieg nach Berlin, Wien und in ostdeutsche Gebiete wie Breslau eingewandert. Aufgrund dieser Erfahrung dürften diese Juden den Mut und die Fähigkeit erlangt haben, an einem fremden Ort ein neues Leben zu beginnen.

46,3 Prozent der jüdischen Flüchtlinge waren vor ihrer Emigration in der Handelsbranche tätig. Fischer berichtete, dass trotz der durch die Einwanderung verstärkten Konkurrenz durch die jüdischen Kaufleute ein gutes Verhältnis zwischen Japanern und Juden bestanden hätte, da die jüdischen Verbraucher mit wachsender Sesshaftigkeit und wachsendem Verdienst die Nachfrage vergrößert hätten.

Die zweitgrößte Gruppe der Flüchtlinge (9,5 Prozent) war in Textilberufen wie Textilfachmann, Schneider oder Konfektionär und die drittgrößte Gruppe (6,8 Prozent) in medizinischen Berufen wie Arzt, Zahnarzt, Krankenpfleger, Krankenschwester oder Apotheker tätig. Je länger die Emigration dauerte, desto mehr Ärzte und Zahnärzte kamen nach Shanghai, obwohl sie eigentlich in für sie günstigere Länder emigrieren wollten.

Auffallend ist auch, dass unter den Flüchtlingen viele Musiker und Schauspieler (insgesamt 3,8 Prozent) zu finden sind. Ihre künstlerische Aktivität im schweren Leben Shanghais leistete einen kulturell wichtigen Beitrag für den Zusammenhalt der Flüchtlingsgemeinschaft.